

旭川市都市公園使用許可等に係る事務取扱基準

平成6年4月1日 制定

(主旨)

第1条 この基準は、旭川市都市公園条例第3条の規定による公園の使用行為の制限及び条例第20条の規定による使用料の減免について「事務取扱基準」を定めるものである。

(行為の許可)

第2条 条例第3条第1項第4号の「独占して使用する」とは、市民が有していた利用関係を失わしめ、相手方に他の介入を排除するような利益を与えられると認められる場合を言う。

2. 集会は、「その他これらに類する催し」の中に含む。

(使用料の減免)

第3条 条例第20条に規定する使用料の全部又は一部を減免する場合とは別表のとおりとする。ただし、施設の管理者（教育委員会等）がそれぞれの施設の実態に応じて別に定める場合を除く。

附則

この基準は平成6年4月1日から施行する。

別表

公園使用料等減免基準

番号	減免をする場合	減免対象使用料等	減免率
1	旭川市又は旭川市教育委員会が主催する事業又は行事等に使用するとき。		
2	市民委員会、町内会等が地域の行事等で使用するとき。		
3	団体等が営利を目的としない集会等行事で使用するとき。	条例第18条、第20条に係る使用料及び占用料。	100/100
4	福祉施設等が行事で使用するとき。		
5	旭川市内の小学校、中学校、幼稚園又は中学校連盟等が教育の目的で使用するとき。		
6	旭川市内の高等学校又は高等学校連盟等が教育の目的で使用するとき。		
7	その他市長が特に必要と認めたとき。	条例第18条、第20条に係る使用料及び占用料。	その都度定める。